

平成28年10月

法務局から地図作成のお知らせ

山形地方法務局では、南陽市赤湯駅東地区において、新しく正確な登記所備付地図を作成することになりました。

つきましては、住民の皆様には、今後、この作業の目的をご理解いただき、ご協力をお願いします。

対象地区



作業期間等

期 間	平成28年10月から平成30年3月までの間
計画機関	山形地方法務局
作業機関	公益社団法人山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(裏面につづく)

新たな地図を作成する理由

現在、法務局に備え付けられている南陽市赤湯駅東地区における公図の精度は、現地において土地の境界を復元できるほど高いものではなく、また、一部には、現地の境界と地図上の境界が一致しない区域があります。

そこで、法務局では、これらの問題を解決するために、土地一筆ごとに筆界を確認し、正確な測量を行い、現地と一致する精度の高い地図を備え付けることとしています。

地図作成の効果

- 1 国家基準点に基づいた測量により作成された地図によって、土地の位置、区画を特定することができるため、境界に関する紛争を未然に防ぐことができます。
- 2 境界標がなくなるなど境界の位置が分からなくなっても、この地図に基づいて境界を復元することができます。

測量の費用

測量に必要な経費の個人負担はありません。ただし、境界確認のときに立ち会っていただくための交通費などの経費は個人負担となります。

また、確定した境界に永久的な境界標の埋設を希望される場合は、その費用は所有者が負担することになります。

今後の作業予定

10月から準備のための測量を地区内及びその周辺において行います。この測量は、皆様の土地を測量する際の基準となるものです。

なお、来年3月に住民説明会を行い、それ以降に境界確認の立会いをお願いする予定です。

お問合せ先

〒990-0041 山形市緑町一丁目5番48号

山形地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室(担当 田中・日塔)

☎ 023-625-1358

(土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)